



市政ニュース



投票は3月10日(日)
農業委員会委員一般選挙
選挙管理委員会事務局
☎775-19689
☎775-19819

任期満了(4月2日)に伴う上尾市農業委員会委員一般選挙(選挙による委員の定数/15人)は、3月3日(日)に告示され、3月10日(日)に投票が行われます。

立候補を予定している人への説明会を、次のとおり行います。

- ▼とき 2月7日(木)午後2時
- ▼ところ 市役所7階大会議室
- ▼内容 立候補届け出などの手続きの説明

定期巡回・随時対応型訪問介護看護を開始しました
高齢介護課
☎775-16473
☎776-8872

介護保険法の改正に伴い、平成24年度から定期巡回・随時対応型訪問介護看護が導入され、上尾市でも12月1日から、利用できるようになりました。
このサービスは、訪問介護(訪問

ヘルパー)と訪問看護を一体的に行うもので、一定の金額でサービスが利用できます。詳しくは高齢介護課に問い合わせてください。



あなたのビルは大丈夫? 雑居ビルの防火安全対策の徹底
消防本部予防課
☎775-11314
☎775-12230

平成13年9月、東京都新宿区歌舞伎町の雑居ビル火災で44人が亡くなりました。この火災が大惨事になった主な原因として、次のような消防法令違反が挙げられています。

- ・避難経路が物品でふさがれていた
- ・避難訓練を実施していなかった
- ・自動火災報知設備のベルが鳴らなかった
- ・防火戸が閉鎖しなかった
- ・窓が看板などでふさがれ避難や消火活動ができない状況だった

あなたの所有・管理するビルで、避難経路になる廊下や階段に物品が放置され通行の妨げになっていま

るか。このような場合「ちよつとの間だけだから」「このぐらいなら通れるから」と軽い気持ちで見過ごしがちです。火災が発生するとこのような消防法令違反が原因になり、熱や煙が避難経路をふさいでしまい大惨事につながりかねません。

ビル所有者・管理者などの関係者は、消防法令に基づいた避難経路の適切な維持管理、定期的な消防訓練の実施、消防設備の点検・整備などの防火安全対策を徹底し、あなたのビルを訪れる人たちに安心して利用してもらえるように努めてください。

「重度心身障害者医療費助成制度」未登録者は申請を
障害福祉課
☎775-5123
☎776-8872

医療機関で診療などを受けた場合、各種医療保険(介護保険を除く)の自己負担分の費用を助成します。まだ登録していない人は申請してください。

※すでに助成を受けている人は、申請の必要はありません。
▼対象 次の①〜③のいずれかに該当する人/①身体障害者手帳1〜3級②療育手帳A・A・B③65歳以上で次のいずれかの障害により、後期高齢者医療制度による障害認定を受

平成24年度技能功労者表彰

⇨商工課(☎777-4441・☎775-5024)

平成24年11月23日、文化センターで第29回上尾市技能功労者表彰式が行われました。職種と被表彰者は22人です(敬称略)。
大工/田中利幸、関根正行、坂井義臣、今井正治、佐藤清助 量職/佐藤達男 板金工/大槻輝行 配管工/大塚建太郎、奥隅郁雄、安藤武志 電気工事工/佐藤久男 造園職/丸山貴一、黒須由夫 自転車組立・修理工/斎藤政夫 美容師/江口百合子、岩井よし江、泉利一他1名 理容師/後藤賢治 旋盤工/松本清 コンピュータープログラマー職/野村ルミ子 仕上技能工/松本康夫

けている(ア)国民年金法障害等級1・2級(イ)身体障害者手帳4級の一部(音声・言語機能障害、下肢障害の一部)(ウ)精神障害者保健福祉手帳1・2級 ※次の人は対象から除きます。①上尾市以外の市区町村から援護または国民健康保険の給付を受けている②埼玉県以外の後期高齢者医療広域連合からの給付を受けている
▼申し込み 該当する障害者手帳、健康保険証、本人名義の預(貯)金通帳の口座番号の分かる物を用意して、直接障害福祉課(市役所2階①番窓口)へ ※土・日曜日、祝日を除きます。



平成
24年分

所得税の確定申告はお早めに

平成24年分所得税の確定申告受け付け

期
間 **2月18日(月)~3月15日(金)**

※還付申告は1月4日(金)からです。

【所得税の確定申告などの問い合わせ・郵送先】

■上尾税務署(〒362-8504西門前577)

⇒代表電話番号(770-1800〈自動音声案内〉)

※音声が届きますので、用件の内容に応じた番号を選んでください。

所得税の確定申告とは

毎年1月1日~12月31日の1年間に生じた全ての所得の金額と、その所得に対する所得税の額を計算し、翌年の2月16日~3月15日に確定申告書を提出して、源泉徴収(給与や年金などからの天引き)された税金や予定納税で納めた税金などとの過不足を精算する手続きです。

確定申告が必要な人

平成24年分(1月1日~12月31日)の所得金額の合計(総所得金額)が所得控除(基礎控除など)を超える場合で、その超える額に対する税額が配当控除額と年末調整の住宅借入金等特別控除額との合計額を超える人は、原則として確定申告をしなければなりません。しかし勤務先で給与所得の年末調整を受けた人で、給与所得と退職所得以外の所得金額が20万円以下であるなど、一定の条件の場合には確定申告をしなくてもよいことになっています。

基本的な所得税の計算方法

(総所得金額) × 税率 = 所得税
1年間の収入金額から、基礎控除(20万円)を差し引いた金額を所得金額とし、この所得金額に税率を乗じて所得税額を算出する。

所得税の還付申告とは

確定申告が不要な人でも、源泉徴収された税金が計算した税金の額より多いときは、確定申告をすることにより、納め過ぎの税金が還付されます。主に次の①~④のような場合に還付申告ができます。

- ① 年の途中で退職し、年末調整を受けていない(給与所得者)
 - ② 所得控除(社会保険料控除、生命保険料控除など)を追加するものがある
 - ③ 一定額以上の医療費を支出した
 - ④ 一定の要件のマイホームの取得などで、住宅ローンがある
- 申告に必要な物
- 1 平成24年分給与所得・公的年金等の源泉徴収票(原本)
 - 2 印鑑(認め印可)
 - 3 筆記用具、計算用具
- 4 還付金を受け取る口座の金融機関名・支店名・口座番号(申告者名義)が分かる物
 - 5 配偶者の源泉徴収票(配偶者にパート収入などがある場合)
 - 6 その他申告に必要な書類(次の①~④で該当する物)
- ① 年金受給者、年末調整が済んでいない人(年の中途で退職した人など)
 - 社会保険料(国民健康保険、国民年金など)の支払額が分かる物
 - ※ 国民年金保険料を支払っている場合は、社会保険料控除証明書または領収証書が必要です。
 - 生命保険料や地震保険料の所得控除証明書
 - 医療費控除を受ける人
- 平成24年中に支払った医療費の領

税務署からのお知らせ

公的年金等を受給している人へ

平成23年分以後の各年分において、公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下であり、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の場合には、所得税の確定申告は必要ありません。

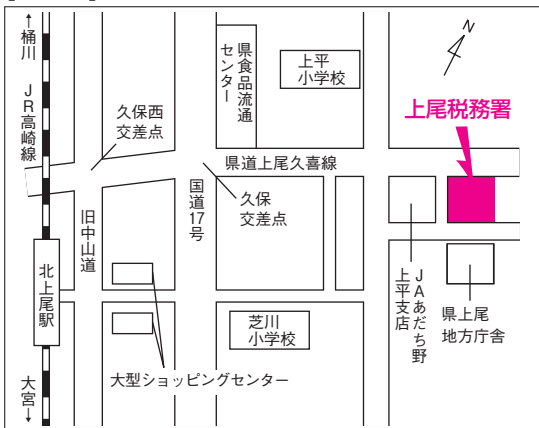
詳しくは、上尾税務署にお問い合わせください。

※所得税の確定申告が必要ない場合でも、市・県民税の申告が必要な場合があります。所得控除(社会保険料控除、生命保険料控除など)を追加することで、平成25年度の市・県民税が減額されることがあります。

※上記の場合でも、所得税の還付を受けるためには、確定申告書を提出する必要があります。また確定申告書の提出が要件になっている控除(純損失、雑損失の繰越控除など)の適用を受ける場合には、確定申告書の提出が必要になります。



【案内図】



収書(事前に個人や病院ごとに集計し、明細書を作成しておく)
 ○健康保険や生命保険などで補てんされた金額の分かる書類
 ③住宅借入金等特別控除を受ける人
 ○申告者本人の住民票の写し(平成25年1月1日以降交付の物)
 ○家屋の登記事項証明書
 ○売買契約書または工事請負契約書の写し
 ○借入先の金融機関などが発行した「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」
 ※住宅ローンに含まれる敷地などの購入のローンの控除を受ける場合は、敷地などの登記事項証明書と売買契約書の写しが必要です。
 ※増改築の場合は、建築確認済証か検査済証の写し、または建築士から

交付を受けた増改築等工事証明書が必要です。

④寄附金控除・寄附金特別控除を受ける人
 ○寄附した団体などから交付を受けた寄附金受領証など
 ※政治活動に関する寄附は、選挙管理委員会などの確認印がある寄附金(税額)控除のための書類が必要です。
 ※被災自治体への寄附金や日本赤十字社や中央共同募金会などに義援金として寄附した場合は、控除の対象になります。ただし申告の時に、一定の書類(募金団体から交付された受領証、預かり証など)が必要です。

国税庁ホームページをご利用ください

国税庁のホームページ(<http://www.nta.go.jp>)にパソコンで確定申告書が作成できる「確定申告書等作成コーナー」があります。同コーナーで作成した申告書は、e-Taxで送信するか、印刷して上尾税務署に直接または郵送で提出してください。

所得税還付申告の臨時受付会場を開設

※申告書や記載例などは、1月下旬から市民税課(市役所2階)、各支所・出張所でも配布します。
 所得税還付申告の上尾市の臨時受付会場を下表のとおり開設します。

市民税課(☎775-5131・☎775-9846)

【表】所得税還付申告の臨時受付会場

とき	ところ	対象地区
2月7日(木)・8日(金)	上尾市コミュニティセンター	JR高崎線の西側地域に在住の人
2月14日(木)・15日(金)	上尾市文化センター	JR高崎線の東側地域に在住の人

※上記の日程について詳しくは、市民税課(☎775-5131)へお問い合わせください。
 ※所得税還付申告は、1月4日(金)から上尾税務署(案内図参照)でも受け付けます。

市・県民税申告書を郵送

前年度に市・県民税申告書を提出した人などに対して、2月上旬に市・県民税申告書を郵送します。申告の日程など詳しくは「広報あけお」2月号でお知らせします。

臨時受付会場で申告ができるのは『確定申告書A』(申告する所得が給与・雑(年金など)・配当・一時所得だけ)を使用する人です。
 ※事業・不動産・分離課税所得などがあり、『確定申告書B』を使用する人は上尾税務署へ提出してください。
 ※各申告会場は大変混み合います。記載例などを参考に自分で記入・作成する「自書申告」にご協力ください。

税理士による還付申告無料相談

☞関東信越税理士会上尾支部(☎776-8777・☎776-8322)

- ▶とき 2月4日(月)~15日(金)(土・日曜日、祝日を除く)
- ▶ところ 市内の各税理士事務所
- ▶対象 次のいずれかに該当する人
 - ①年金受給者(年金収入600万円以下)
 - ②給与所得者(給与収入600万円以下)で医療費控除を受ける
 - ③平成24年中の退職者
 - ④年末調整が済んでいない
- ▶申し込み 午前9時30分~午後4時に電話で関東信越税理士会上尾支部または最寄りの税理士事務所へ

青色申告者対象の個別決算指導と納税相談

☞上尾商工会議所(☎773-3111・☎775-9090)

- ①個別決算指導
 - ▶とき 2月14日(木)・15日(金) 午前/9時30分~11時30分 午後/1時30分~3時30分
- ②納税相談
 - ▶とき 2月26日(火)・27日(水)、3月11日(月)・12日(火) 午前/9時30分~11時30分 午後/1時30分~3時30分
 - 【①②共通】
 - ▶ところ 上尾商工会議所3階大会議室(二ツ宮750)

生命保険料控除の改正

⇒市民税課(☎775-5131・☎775-9846)

平成24年分の所得税と平成25年度分の市・県民税から生命保険料控除の適用は、平成24年1月1日以後に締結した保険契約等(新契約)の保険料と平成23年12月31日以前に締結した保険契約等(旧契約)の保険料に区分され、取り扱いが次のとおり変更されました。

■生命保険料控除額の計算方法(表1参照)

新契約の生命保険料控除額の計算方法は従来と異なるので、新契約、旧契約それぞれに応じた計算方法で生命保険料控除額を計算します。

■介護医療保険料控除の新設

新契約には、従来の「一般生命保険料控除」と「個人年金保険料控除」に加え、「介護医療保険料控除」が新設されました。

■生命保険料控除適用限度額(表2参照)

各保険料の控除適用限度額は、「新契約だけの適用を受ける場合」「旧契約だけの適用を受ける場合」「新・旧双方の契約で適用を受ける場合」のそれぞれで異なります。

また各保険料の控除額の合計が生命保険料控除額になりますが、生命保険料控除の合計適用限度額は所得税で12万円、市・県民税で7万円です。

【表1】生命保険料控除額の計算方法

〈所得税の場合〉

旧契約		新契約	
年間の支払保険料等	控除額	年間の支払保険料等	控除額
25,000円以下	支払保険料等の全額	20,000円以下	支払保険料等の全額
25,000円超50,000円以下	支払保険料等÷2+12,500円	20,000円超40,000円以下	支払保険料等÷2+10,000円
50,000円超100,000円以下	支払保険料等÷4+25,000円	40,000円超80,000円以下	支払保険料等÷4+20,000円
100,000円超	一律 50,000円	80,000円超	一律 40,000円

〈市・県民税の場合〉

旧契約		新契約	
年間の支払保険料等	控除額	年間の支払保険料等	控除額
15,000円以下	支払保険料等の全額	12,000円以下	支払保険料等の全額
15,000円超40,000円以下	支払保険料等÷2+7,500円	12,000円超32,000円以下	支払保険料等÷2+6,000円
40,000円超70,000円以下	支払保険料等÷4+17,500円	32,000円超56,000円以下	支払保険料等÷4+14,000円
70,000円超	一律 35,000円	56,000円超	一律 28,000円

※支払保険料等は、その年に支払った金額から、その年に受けた剰余金や割戻金を差し引いた残りの金額です。

【表2】生命保険料控除適用限度額

区分	控除適用限度額		
	新契約だけの適用	旧契約だけの適用	新・旧双方の契約で適用(新契約と旧契約の合計額)
①一般生命保険料控除	40,000円 (28,000円)	50,000円 (35,000円)	40,000円 (28,000円)
②介護医療保険料控除	40,000円 (28,000円)	—	—
③個人年金保険料控除	40,000円 (28,000円)	50,000円 (35,000円)	40,000円 (28,000円)
合計適用限度額(①～③の合計)			120,000円 (70,000円)

※()内の数値は、市・県民税での控除適用限度額です。

- ▼とき 1月26日(土)午前9時～11時30分(雨天中止)
- ▼集合 午前8時45分・大谷公民館玄関前
- ▼定員 40人(先着順)
- ▼参加費 無料
- ▼持ち物 雨具、筆記用具、歩きやすい靴、双眼鏡(持っている人)
- ▼申し込み 1月7日(月)～24日

鴨川の冬鳥観察会

環境政策課 ☎775-6925
☎775-9927

徒歩で鴨川周辺(大谷公民館)を揺木橋・焼橋・中橋間を往復)を散策して野鳥を観察します。

平成24年12月16日投票

第46回衆議院議員総選挙の結果

⇒選挙管理委員会事務局(☎775-9689・☎775-9819)

小選挙区の県の投票率は57.40%で、上尾市の投票率は57.02%でした。比例代表の県の投票率は57.40%、上尾市は57.02%でした。

●衆議院小選挙区選出議員選挙(届出順、敬称略)

埼玉県第6区(上尾市、鴻巣市の一部、桶川市、北本市、伊奈町)

候補者氏名	届出政党(所属団体)	得票数()内は市内の得票数
院田ひろとし	幸福実現党	2,354(1,028)
大島 あつし	民 主 党	90,673(35,308)
中根かずゆき	自由民主党	90,871(38,884)
戸口 佐一	日本共産党	19,799(9,563)
いそむら健治	日本維新の会	35,838(15,826)

●衆議院比例代表選出議員選挙(届出順)

北関東選挙区(茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県)

届出政党など	得票数()内は市内の得票数	獲得議席数
日本維新の会	1,169,781(18,442)	4
公 明 党	820,358(13,685)	3
みんなの党	787,462(10,302)	2
社会民主党	118,046(1,886)	0
幸福実現党	19,795(299)	0
自由民主党	1,820,116(25,138)	6
民 主 党	976,922(18,639)	3
日本共産党	367,245(7,792)	1
日本未来の党	387,625(6,517)	1

- ▼卒数 64卒/市内を4地域別に作成、1面に3カ月分の収集予定を掲載し、1面ごとに広告が4枠
- ▼掲載位置 カレンダーの下段で市が指定した位置

**『上尾市ごみ収集カレンダー』
有料広告**

西貝塚環境センター ☎781-9141
☎781-9166

平成25年7月1日～26年6月30日の『上尾市ごみ収集カレンダー』(6月に配布予定)に掲載する有料広告を募集します。

(木)に電話かファクスまたはメール(☎251000@city.ageo.lg.jp)で環境政策課へ



▼色・規格・掲載料 4色刷り・縦35×横99ミ・5万円(1枠当り)
※同じ地域のカレンダーに最大で4枠まで掲載可能です。複数の枠で広告を掲載する場合は、2枠目は4万5千円、3枠目は4万円、4枠目は3万5千円です。

▼掲載できないもの 法令などに違反するものや、政治・宗教性のあるものなど、市が発行するカレンダーに掲載する広告として不適当であると思われるもの

▼申し込み 2月8日(金)までに「上尾市有料広告掲載申込書」(西貝塚環境センターにある「市ホームページ」からダウンロード可)に必要な事項を記入して、直接西貝塚環境センターへ

都市計画案の縦覧

まちづくり計画課

☎77517629
☎77519872

都市計画法第17条第1項の規定により、都市計画案の縦覧を行います。

▼内容 大谷北部第四地区を対象にした①上尾都市計画用途地域の変更②上尾都市計画地区計画の変更

▼縦覧・意見書の提出期間 1月15日(火)～29日(火)午前8時30分～午後5時15分(土・日曜日、祝日を除く) ※意見書を提出できる人は市

内に在住の人か利害関係人です。

▼縦覧場所・意見書の提出先 まちづくり計画課(市役所5階)
※都市計画案は、1月15日から市ホームページでも公開します。

瓦葺ふれあい広場健康増進事業
「健診結果はいかがでしたか？」

環境政策課

☎77516925
☎77519927

健康診断結果を基に、市の保健師から生活習慣病や新たな国民病「慢性腎臓病(CKD)」の予防と対処を学びます。

▼とき 1月24日(木)午前10～11時
▼ところ 瓦葺ふれあい広場集会所兼体育室
▼持ち物 健康診断結果表
▼定員 30人(先着順)
▼参加費 無料
▼申し込み 当日、直接会場へ

一緒に広報誌を作りませんか？
「まちかど特派員」

広報課

☎77514918
☎77618873

市内の身近な出来事を『広報あけお』に掲載したり、地域の話題や行事などを情報提供したりするまちかど特派員を募集します。

▼内容 ①『広報あけお』の「まちかど特派員だより」(年2回、12・13

ページ参照)の記事作成②地域の話題・行事などの情報提供③まちかど特派員会議への出席(年3回)④広報誌取材協力

▼対象 4月1日現在、市内に6カ月以上居住している20歳以上の入

▼募集人数 6人(選考)

▼謝礼金 1万2千円以内

▼申し込み はがきかファクスまたはメール(☎55000@city.ageel.jp)

に住所、氏名(ふりがな)、生年月日、性別、職業、電話・ファクス番号、市内居住期間、応募の動機(簡潔に)を記入して、2月15日(金)まで(必着)に広報課(〒362-8501本町3-1-1)へ

読み聞かせボランティア・
学校応援団ステップアップ講座

～上尾の子どもを本好きにしよう～

マスコットキャラクター「ブッピー」

⇒子どもの読書活動支援センター(☎773-3711)

- ▶とき・ところ・内容 下表のとおり
- ▶対象 読み聞かせボランティア、学校応援団などの読み聞かせの経験者と学校図書館支援員
- ▶定員 70人 ※応募者多数の場合は抽選とし、結果は全員に通知します。
- ▶参加費 無料
- ▶申し込み 往復はがきに住所、氏名、電話番号、読書活動の活動歴を記入して、1月18日(金)まで(必着)に上尾市子どもの読書活動支援センター(〒362-0075柏座4-3-8)へ

とき	ところ	内 容
1月23日(水)	富士見小学校大会議室	どうやったら子どもを本好きにできるか 学校図書館から福田孝子さん(全国学校図書館協議会スーパーバイザー)
30日(水)		読み聞かせに向く本、子どもに読んでほしい本 出版文化産業振興財団(JP I C)講師
2月6日(水)		午後1時30分～3時30分 本を魅力的に紹介しよう 年齢ごとのブックトークのしかた 石橋幸子さん(小学校司書教諭)
13日(水)		どうやってひきつける？ 年齢ごとの読み聞かせ 出版文化産業振興財団(JP I C)講師

*車でのお来場はできません。

まちかど特派員を代表して一言

まちかど特派員として取材することで、上尾の熱い真実を伝えることができます。



やまぐち さとる 山口 悟さん



とまつ れいこ 戸松 令子さん

普段活動している地域の事を広く知ってもらえる機会ができ、とてもやりがいがあります。